

令和6年度 小・中学校教育課程研究協議会に係る各部会の改善の重点

部会名

小・中学校 特別支援教育

改善の重点

- ① 特別支援学級で自立活動の時間の指導を教育課程に位置づけ、指導の充実を図ること。
- ② 個別の指導計画、個別の教育支援計画の作成・活用を一層推進すること。
- ③ 児童生徒の特性を理解し、児童生徒の学びやすさにつながるICTの活用等指導方法の工夫を行うこと。

1 設定理由

学習指導要領には、通常の学級にも、教育上特別の支援を必要とする児童生徒が在籍している可能性があることを前提に、個々の児童生徒の障がいの状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ継続的に行うことの必要性について示されている。その具現化のため、次の3点を重点に設定した。

① 自立活動の時間の指導の編成及び指導の充実

特別支援学級においては、障がいのある児童生徒の自立と社会参加を目指し、実態に応じた特別な教育課程を編成することができる。そのための基本的な考え方が学習指導要領に明記されており、それらを参考に適切な教育課程の編成が求められている。特に、自立活動の指導は、特別支援教育の要であり、自立活動の指導の成果を他の場面での学びにつなげていくことが重要である。そのためにも自立活動の指導の更なる充実を図ることが求められている。

② 個別の指導計画、個別の教育支援計画の作成・活用の推進

特別支援学級及び通級による指導においては、個別の教育支援計画や個別の指導計画を作成し、効果的に活用することや、通常の学級においても、作成し活用することに努めることが学習指導要領に規定されている。指導と評価の一体化を図り、子どもの学びを保障するためにも、PDCAサイクルによる計画の質の向上、効果的な活用のあり方について更に推進する必要がある。

③ ICTの活用等指導方法の更なる工夫

児童生徒の障がいの状態や特性及び心身の発達の段階等に応じたコンピュータ等の教材・教具の活用について、創意工夫することが必要であるとともに、それらを活用しやすい学習環境を整えることが大切である。ICTの学びが児童生徒の学びやすさにつながっているのかといった視点で計画し、各教科等の特質に応じて計画的に実施していくことが重要である。

2 研究を進めるに当たって

(1) 実践に当たっては、以下の点に留意すること。

- ① 個別の指導計画、個別の教育支援計画の作成・活用について実践を進める上では、特別支援学校等に対し専門的な助言又は援助を要請するなど、専門家の活用等を検討すること。
- ② 自立活動や知的障がいのある児童生徒の各教科等についての理解を深めるために、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領及び解説を活用すること。
- ③ コンピュータ等の情報通信機器は、障がいの状態や発達の段階等に応じて活用することにより、学習上又は生活上の困難を改善・克服させ、指導の効果を高めることができる有用な機器であることを十分に理解し、どのように活用すればその困難を軽減できるか、という視点から考えること。

(2) 参考とすべき資料

- ① 特別支援学校小学部・中学部学習指導要領解説（平成30年3月）
- ② 特別支援学校教育要領・学習指導要領解説 自立活動編（平成30年3月）
- ③ 県教育委員会、県教育センターホームページ掲載の関連資料